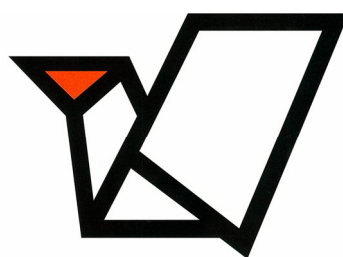


令和8年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会
議案説明資料



令和8年3月26日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和 8 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第 1 回定例会議案説明資料 目次

	資料番号	ページ 番号
承認		
承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）	資料 1	1
議案		
議案第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	資料 2	5
議案第 2 号 令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について	資料 3	17
議案第 3 号 令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	資料 4	19
議案第 4 号 令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	資料 5	21
議案第 5 号 令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	資料 6	25

【このページは空白です】

専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）

1 趣旨

損害賠償請求権に基づく訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分したので、同法第 292 条において準用する同法第 179 条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

2 訴えを提起する理由

医師 小西悠太郎（現在の氏は吉岡となっています。）が、診療報酬を不正に請求し、当広域連合は請求に基づき支出を行ったため、訴えによりその支払いを求めるものです。

3 専決処分理由

当該医師による不正請求は高額かつ非常に悪質であり、自主的な返還が見込めない状況であるため、逮捕後速やかに債権回収を行う必要があります。また、当該医師は虚偽の届出により死亡した扱いになっており住所地への訴状送達が困難な状況であったため、当該医師が勾留されている間に勾留場所へ訴状を送達する必要がありました。

以上の理由により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、専決処分したものです。

4 訴えの提起の概要

相手方	東京都または千葉県 小西悠太郎（医師） ※現在の氏は吉岡
事件の要旨	（１）当該医師は、実際に診療していないにもかかわらず、神奈川県後期高齢者医療制度の被保険者が千葉県に所在した医療機関を受診したこととし、当該医療機関の名義を利用して令和 6 年 9 月及び 11 月に診療報酬を不正に請求し、当広域連合は請求に基づき支出を行った。 （２）本事案は、当該医療機関からの刑事告発をもとに警察が捜査を行っており、当広域連合は警察からの捜査関係事項照会を機として、警察から情報提供を受け、概要を把握した。 （３）当広域連合は、当該医療機関の代理人弁護士から、当該医療機関は業務を停止しており一切診療報酬を請求していないこと、当該医師が当該医療機関の名義を利用し、不正に診療報酬を請求したこと等が記載された書面を受領した。 （４）当広域連合は、不正に請求されたと思われるレセプトを特定し、被保険者に対し受診状況の調査を行い、回答が得られた被保険者については受診がなかったことを確認した。

	(5) 当広域連合は、当該医師が他の複数の保険者に対しても不正に診療報酬を請求していることや、当該医師が自身の死亡届を偽造し戸籍や住民票が除かれていることを、警察等へのヒアリングにより把握した。また、当広域連合は当該医師の住民票を取得のうえ、死亡となっていることを確認した。 (6) 警察から当広域連合に対し、捜査への影響を踏まえ、情報管理に配慮するよう要請があったことから、訴えの提起は本件逮捕後に行うこととした。 (7) 当広域連合は本件について、当該医師による不正請求は高額かつ非常に悪質であり、自主的な返還が見込めない状況であるため、逮捕後速やかに債権回収を行う必要があると判断した。また、当該医師は虚偽の届出により死亡した扱いになっており住所地への訴状送達が困難な状況であるため、当該医師が勾留されている間に勾留場所へ訴状を送達する必要があると判断した。
請求の趣旨	(1) 相手方に対し損害賠償金 175,361,700 円の支払いを求めるもの。 (2) 上記金額のうち、153,135,440 円に対する令和 6 年 10 月 17 日から、22,226,260 円に対する令和 6 年 12 月 17 日から、それぞれ、支払済みまで年 3 分の割合で遅延損害金を求めるもの。 (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。
訴訟遂行の方針	(1) 判決の結果必要があるときは、上訴する。 (2) 相手方が支払いに応じないときは、強制執行を申し立てる。

4 参考条文

(1) 地方自治法（抜粋）

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(債権)

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

(2) 地方自治法施行令 (抜粋)

(強制執行等)

第一百七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する分担金等に係る債権（第一百七十一条の五及び第一百七十一条の六第一項において「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、同法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第一百七十一条の五の措置をとる場合又は第一百七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合債権管理条例 (抜粋)

(強制執行等)

第7条 広域連合長は、非強制徴収債権について、前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権（第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

【このページは空白です】

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

子ども・子育て支援金制度の創設に係る関係規定の整備を図るほか、基礎賦課額の所得割率、均等割額、賦課限度額及び低所得者に対する均等割額に係る所得判定基準等の所要の改正を行います。

2 条例改正の内容

※【 】内について、条例上の基礎賦課額等の規定は「医療分」、子ども・子育て支援納付金賦課額等の規定は「子ども分」と記載しています。

(1) 保険料の賦課額（条例第 3 条）【医療分・子ども分】改正

（現行）

○保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額

○賦課額に10円未満の端数があるときは切捨て

（改正後）

○保険料の賦課額は、被保険者につき算定した基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額

○基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額

○子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額

○基礎賦課額に10円未満の端数があるときは切捨て、子ども・子育て支援納付金賦課額も同様

(2) 令和 8・9 年度の基礎賦課額の保険料率（条例第 7 条及び第 8 条）【医療分】改正

（現行） 所得割率 10.08% 均等割額 45,900円

（改正後） 所得割率 10.30% 均等割額 52,531円

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額（条例第 8 条の 2）【子ども分】新設

○所得割額＝「基礎控除後の総所得金額等」×「所得割率」

○所得割率に小数点以下第 4 位未満の端数があるときは切上げ

○所得割額に 1 円未満の端数があるときは切捨て

(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額（条例第 8 条の 3）

【子ども分】新設

○被保険者均等割額＝「被保険者均等割総額」÷「被保険者の合計数の見込数」

○被保険者均等割額に 1 円未満の端数があるときは切上げ

(5) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用

（条例第 8 条の 4）【子ども分】新設

全区域にわたって均一

- (6) 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率
(条例第8条の5及び第8条の6)【子ども分】**新設**
所得割率 0.25% 均等割額 1,330円
- (7) 基礎賦課額の賦課限度額(条例第9条)【医療分】**改正**
(現行) 賦課限度額 80万円
(改正後) 賦課限度額 85万円
- (8) 子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額(条例第9条の2)
【子ども分】**新設**
賦課限度額 2万1千円
- (9) 子ども・子育て支援納付金賦課総額(条例第10条の2)【子ども分】**新設**
○アからイを控除し、予定収納率を除して得た額
ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額
イ 調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用のための収入額の合計額
○所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
○所得割総額は被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当広域連合に係る被保険者の所得の平均額をすべての広域連合に係る被保険者の所得の平均額により除して得た率を乗じて得た額
- (10) 低所得者に対する均等割額に係る所得判定基準【医療分・子ども分】**改正**
ア 5割軽減(条例第12条第1項第2号)
(現行) $43万円 + 30.5万円 \times \text{被保険者数}$
 $+ 10万円 \times (\text{公的年金または給与所得者の合計数} - 1)$
(改正後) $43万円 + 31万円 \times \text{被保険者数}$
 $+ 10万円 \times (\text{公的年金または給与所得者の合計数} - 1)$
イ 2割軽減(条例第12条第1項第3号)
(現行) $43万円 + 56万円 \times \text{被保険者数}$
 $+ 10万円 \times (\text{公的年金または給与所得者の合計数} - 1)$
(改正後) $43万円 + 57万円 \times \text{被保険者数}$
 $+ 10万円 \times (\text{公的年金または給与所得者の合計数} - 1)$
- (11) 令和8年度及び9年度における保険料の減免の特例(条例附則第3項)
【医療分】**新設**
基礎賦課額の被保険者均等割額7割軽減対象者について、さらに0.2割減免
(合計で7.2割軽減)
- (12) その他所要の規定を整備

3 条例の施行日

令和8年4月1日

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
（保険料の賦課額） 第3条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第1号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額</u>の合計額とする。 _____ _____ _____ _____ _____ 2 <u>前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u> 3 <u>第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u> 4 <u>第1項の基礎賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。同項の子ども・子育て支援納付金賦課額についても、同様とする。</u> （<u>基礎賦課額</u>の所得割額） 第4条 <u>前条第2項</u>の所得割額は、被保険者に係る保険料の賦課期日（法第106条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに<u>令</u>	（保険料の賦課額） 第3条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した _____ _____ _____ _____ _____ 所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。<u>ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u> （新設） _____ （新設） _____ 2 <u>前項の賦課額 _____ に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u> _____ （<u>保険料 _____</u>の所得割額） 第4条 <u>前条第1項</u>の所得割額は、被保険者に係る保険料の賦課期日（法第106条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに<u>高齢者の医療の確保に関する法律施行</u>

第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条及び第8条の2において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条第2項、この項本文、次条から第8条までの規定により当該被保険者に係る保険料の基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が、第9条に定める基礎賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。 (1)・(2) (略) 2～4 (略) (基礎賦課額の被保険者均等割額) 第5条 第3条第2項の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第10条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。 2 (略) (基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用) 第6条 第3条第2項の基礎賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。 (基礎賦課額の所得割率)	令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条第1項、この項本文、次条から第8条までの規定により当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第9条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。 (1)・(2) (略) 2～4 (略) (保険料の被保険者均等割額) 第5条 第3条第1項の被保険者均等割額は、第10条第3号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。 2 (略) (所得割率及び被保険者均等割額の適用) 第6条 所得割率及び前条第1項の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。 (所得割率)
---	--

第7条 <u>令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率</u>は、<u>100分の10.30</u>とする。 <u>(基礎賦課額の均等割額)</u> 第8条 <u>令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の均等割額</u>は、<u>52,531円</u>とする。 <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)</u> 第8条の2 <u>第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第8条の4及び第8条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第3条第3項、この条本文、次条から第8条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第9条の2に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、省令の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。</u> <u>(1) 第10条の2第2号に規定する所得割総額</u> <u>(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額</u> 2 <u>前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。</u> 3 <u>第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。</u> 4 <u>第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の被</u>	第7条 <u>令和6年度及び令和7年度の</u> <u>所得割率は、100分の10.08</u>とする。 <u>(被保険者均等割額)</u> 第8条 <u>令和6年度及び令和7年度の</u> <u>被保険者均等割額は、45,900円</u>とする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
--	---

<u>保険者均等割額)</u> <u>第 8 条の 3 第 3 条第 3 項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第 1 0 条の 2 第 2 号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。</u> <u>2 前項の被保険者均等割額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)</u> <u>第 8 条の 4 第 3 条第 3 項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)</u> <u>第 8 条の 5 令和 8 年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、1 0 0 分の 0. 2 5 とする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額)</u> <u>第 8 条の 6 令和 8 年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額は、1, 3 3 0 円とする。</u> <u>(基礎賦課額の賦課限度額)</u> <u>第 9 条 第 3 条第 1 項の基礎賦課額は、8 5 万円を超えることができない。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)</u> <u>第 9 条の 2 第 3 条第 1 項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2 万 1 千円を超えることができない。</u> <u>(基礎賦課総額)</u> <u>第 1 0 条 特定期間における各年度の法第 1 0 4 条第 2 項の規定により被保険者に対して課する保険料の基礎賦課額(第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する基準に従い第 3 条から第 8 条まで及び第 9 条の規定に基づき算定される所得割</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(保険料)の賦課限度額)</u> <u>第 9 条 第 3 条第 1 項の賦課額は、8 0 万円を超えることができない。</u> <u>(新設)</u> <u>(保険料の賦課総額)</u> <u>第 1 0 条 特定期間における各年度の法第 1 0 4 条第 2 項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する基準に従い第 3 条から前条までの規定により算定される所得割</u>
---	---

額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「基礎賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 基礎賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア (略)

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入の額(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)の合計額

- (2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる基礎賦課額の合計額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

- (3) 基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、 特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「 賦課総額」いう。)は、次のとおりとする。

- (1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア (略)

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用 を除く。)のための収入の額

 の合計額

- (2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

- (3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(新設)

第10条の2 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（第12条又は第13条に規定する基準に従い第3条、第8条の2から第8条の6まで及び第9条の2の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

（1）子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。）の合計額

（2）子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額をすべての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下第11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第12条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該

被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（令第18条第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地

被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地

方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額 (2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>31万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額 (3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>57万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額 2・3 (略)	方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額 (2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>30万5千円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額 (3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に<u>56万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額 2・3 (略)
---	---

<u>附 則</u> <u>1 この条例は令和８年４月１日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和８年度以後の年度分の保険料について適用し、令和７年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u> <u>3 広域連合長は、令和８年度及び令和９年度の改正後の条例第１２条第１項第１号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（改正後の条例第３条第２項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下この項において同じ。）について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に１００分の２を乗じて得た額を減ずることができる。</u>	<u>(新設)</u>
---	--

【このページは空白です】

令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計補正予算(第 2 号)について

1 補正予算額

3 億 3,676 万 8 千円を増額し、予算総額を 46 億 5,949 万 5 千円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 繰越金

令和 6 年度からの繰越額の確定：3 億 3,676 万 8 千円の増

＜歳入予算補正＞

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金 1. 繰越金	1. 繰越金	1	① 336,768	336,769
歳入合計		4,322,727	336,768	4,659,495

(2) 歳出

○ 一般管理費

令和 6 年度国庫補助金の精算に伴う国への償還金：2,196 万 9 千円の増

標準システムクラウド化後の稼働率増加に伴う使用料及び賃借料：

8,243 万 6 千円の増

○ 財政調整基金費

令和 6 年度繰越額の確定に伴う基金への積立金：2 億 3,236 万 3 千円の増

＜歳出予算補正＞

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費 1. 総務管理費	1. 一般管理費	4,308,412	② 104,405	4,412,817
2. 総務費 1. 総務管理費	2. 財政調整基金費	2,581	③ 232,363	234,944
歳出合計		4,322,727	336,768	4,659,495

【参考】

1 令和 6 年度の一般会計決算剰余金を財政調整基金に積立 (単位：千円)

6 年度繰越金の増 (3 月補正) ①	7 年度償還金等の増 (3 月補正) ②	7 年度財政調整基金 積立金補正額 (3 月補正) ③ = ① - ②
336,768	104,405	232,363

2 財政調整基金令和 7 年度末残高見込み

(単位：千円)

	6 年度末残高 A	7 年度取崩額 B	7 年度積立額 (見込) C	7 年度末残高 (見込) D = A - B + C
財政調整 基金	1,448,951	440,155	(今回補正分) 232,363 (当初予算利子等分) 2,581 計 234,944	1,243,740

【このページは空白です】

令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

1 補正予算額

86 億 9,841 万 7 千円を増額し、予算総額を 1 兆 1,795 億 3,769 万 4 千円とします。

2 補正の内容

(1) 歳入

○ 市町村負担金

令和 6 年度療養給付費負担金の精算分：3 億 9,745 万 8 千円の減

○ 国庫負担金

令和 6 年度高額医療費負担金の精算分：1 億 3,181 万円の増

○ 繰越金

令和 6 年度からの繰越額の確定：89 億 6,406 万 5 千円の増

<歳入予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	1. 市町村負担金	252,555,993	② ▲397,458	252,158,535
2. 国庫支出金	1. 国庫負担金	268,235,248	③ 131,810	268,367,058
8. 繰越金	1. 繰越金	7,046,191	① 8,964,065	16,010,256
歳入合計		1,170,839,277	8,698,417	1,179,537,694

(2) 歳出

○ 基金積立金

令和 6 年度繰越額の確定等に伴う療養給付費等支払準備基金への積立金：

68 億 587 万 3 千円の増

令和 6 年度繰越額の確定等に伴う保健事業等支援基金への積立金：

1,808 万 5 千円の増

○ 償還金

令和 6 年度国庫負担金(療養給付費)等の精算に伴う償還金：18 億 7,445 万 9 千円の増

<歳出予算補正>

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 基金積立金	1. 基金積立金	20,307	⑤ 6,823,958	6,844,265
7. 諸支出金	1. 償還金及び 還付加算金	10,303,000	④ 1,874,459	12,177,459
歳出合計		1,170,839,277	8,698,417	1,179,537,694

【参考】

1 令和6年度の特別会計決算剰余金等を基金に積立

(単位：千円)

6年度繰越金の増 (3月補正) ①	7年度市町村 負担金の減 (3月補正) ②	7年度国庫 負担金の増 (3月補正) ③	7年度償還金 の増 (3月補正) ④	7年度基金積立金 補正額 (3月補正) ⑤= ①+②+③-④
(繰越金) 8,964,065	▲397,458	131,810	1,874,459	6,823,958

2 療養給付費等支払準備基金令和7年度末残高見込み

(単位：千円)

	6年度末残高 A	7年度取崩額 B	7年度積立額(見込) C	7年度末残高(見込) D=A-B+C
療養給付費等 支払準備基金	8,530,729	5,971,512	(今回補正分) 6,805,873 (当初予算利子分) 17,062 計 6,822,935	9,382,152

3 保健事業等支援基金令和7年度末残高見込み

(単位：千円)

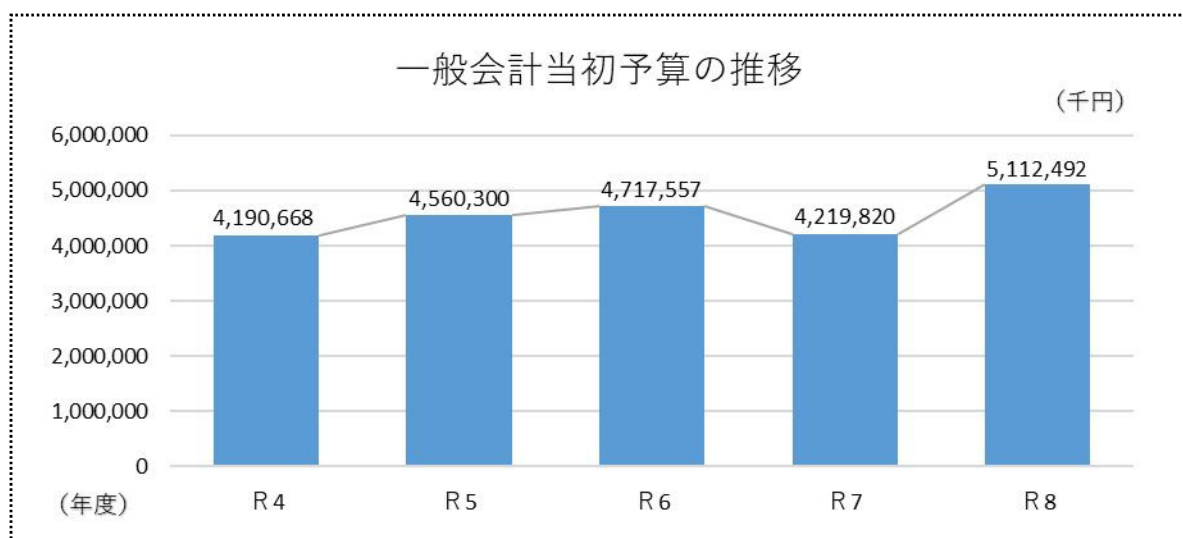
	6年度末残高 A	7年度取崩額 B	7年度積立額(見込) C	7年度末残高(見込) D=A-B+C
保健事業等 支援基金	1,735,248	200,000	(今回補正分) 18,085 (当初予算利子分) 3,245 計 21,330	1,556,578

令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算について

1 予算案の全体概要

令和 8 年度予算総額は、対前年度比 8 億 9,267 万 2 千円増額 (21.2%) の 51 億 1,249 万 2 千円となっています。被保険者数の増加に加え、物価高騰や人件費の上昇に伴う各種経費の増加や、庁内システム及び標準システム端末の機器更新等に係る経費の増加、令和 9 年度の資格確認書等の一斉更新に向けた財政調整基金への積立て等により、予算総額は大幅に増額しています。

令和 7 年度と同様、財政調整基金や保険者インセンティブに係る特別調整交付金を活用しますが、市町村負担金は令和 7 年度に比べ増額となります。



※R4 以降は「保健事業費」及び「保健事業等支援基金費」が特別会計に移行しています。

2 歳入について

(1) 総括表

(単位: 千円)

項目	令和8年度	令和7年度	増減額(率)
分担金及び負担金	3,587,365	3,099,117	488,248 (15.8%)
国庫支出金	770,033	677,719	92,314 (13.6%)
繰入金	745,205	440,155	305,050 (69.3%)
その他の歳入	9,889	2,829	7,060 (249.6%)
歳入合計	5,112,492	4,219,820	892,672 (21.2%)

(2) 主な増減要因

- 分担金及び負担金：県内市町村からの共通経費負担金 488,248 千円
被保険者数の増加及び物価高騰等に伴う経常的経費の増加による増
- 国庫支出金：国からの補助金や交付金 92,314 千円
制度改正に伴う周知広報経費等に係る特別調整交付金の増
- 繰入金：財政調整基金からの繰入金 305,050 千円
庁内システム及び標準システム端末機器更新等に伴う費用等の増

3 歳出について

(1) 総括表

(単位:千円)

項目	令和8年度	令和7年度	増減額(率)
議会費	1,336	1,325	11 (0.8%)
総務費	5,101,156	4,208,495	892,661 (21.2%)
広域連合運営管理費	301,502	159,631	141,871 (88.9%)
資格管理事業費	242,220	544,742	▲302,522 (▲55.5%)
給付関係事業費	713,033	692,254	20,779 (3.0%)
医療費適正化事業費	820,052	755,049	65,003 (8.6%)
電算システム関係費	1,867,206	1,184,087	683,119 (57.7%)
財政調整基金費	219,058	2,581	216,477 (大幅増)
その他の総務費	938,085	870,151	67,934 (7.8%)
予備費	10,000	10,000	0 (0.0%)
歳出合計	5,112,492	4,219,820	892,672 (21.2%)

※事業別一覧は別紙のとおり。

(2) 主な増減要因

○広域連合運営管理費	141,871 千円
庁内システム端末の機器更新等に係る経費の増	
○保険料関係事業費	34,467 千円
制度改正に伴う周知広報業務に係る経費の増	
○資格管理事業費	▲302,522 千円
資格確認書等一斉更新がないことによる通信運搬費等の減	
○医療費適正化事業費	65,003 千円
人件費高騰等に伴う委託料の増	
○電算システム関係費	683,119 千円
標準システム端末の機器更新等に係る経費等の増	
○財政調整基金費	216,477 千円
令和9年度資格確認書等の一斉更新に向けた財政調整基金積立金の増	

4 基金の状況

(単位:千円)

	7年度末 残高(見込) A	8年度 取崩予定額 B	8年度 積立予定額 C	8年度末 残高(見込) D=A-B+C
財政調整基金	1,243,740	745,205	219,058	717,593

令和8年度広域連合一般会計予算案 事業別一覧 (対前年度比較)

(単位：円)

別紙

		令和8年度 予算額(案)			令和7年度 当初予算額			対前年度増減額			対前年度比		予算額(E列)の主な増減の内訳
		A	特定財源等	市町村負担金	C	特定財源等	市町村負担金	D	E=A-B	F=C-D	A/B(%)	C/D(%)	
01	議会費	1,336,000	0	1,336,000	1,325,000	0	1,325,000	11,000	11,000	11,000	100.8%	100.8%	
02	総務費	5,101,156,000	1,525,127,000	3,576,029,000	4,208,495,000	1,120,703,000	3,087,792,000	892,661,000	488,237,000	488,237,000	121.2%	115.8%	
01	総務管理費	5,100,748,000	1,525,127,000	3,575,621,000	4,208,086,000	1,120,703,000	3,087,383,000	892,662,000	488,238,000	488,238,000	121.2%	115.8%	
	01 広域連合運営管理費	301,502,000	159,856,000	141,646,000	159,631,000	24,930,000	134,701,000	141,871,000	6,945,000	6,945,000	188.9%	105.2%	・市内システム端末の機器更新等に係る経費の増 102,938千円 ・訴訟関係委託の増 21,596千円
	02 広域連合事業費負担金	462,427,000	0	462,427,000	434,523,000	0	434,523,000	27,904,000	27,904,000	27,904,000	106.4%	106.4%	・派遣職員に係る人件費相当分負担金の増 27,904千円
	03 会計関係費	310,929,000	0	310,929,000	308,761,000	0	308,761,000	2,168,000	2,168,000	2,168,000	100.7%	100.7%	
	04 保険料関係事業費	57,659,000	34,883,000	22,776,000	23,192,000	0	23,192,000	34,467,000	▲ 416,000	▲ 416,000	248.6%	98.2%	・制度改正に伴う周知用広報業務に係る市町村補助金の増 24,507千円 ・制度改正に伴う周知用広報業務に係る印刷製本費の増 10,940千円
	05 資格管理事業費	242,220,000	6,701,000	235,519,000	544,742,000	427,615,000	117,127,000	▲ 302,522,000	118,392,000	118,392,000	44.5%	201.1%	・資格確認書等一斉更新がないことによる通信運搬費の減 ▲217,880千円 ・資格確認書等一斉更新及びマイナ保険証登録解除業務がないことによる委託料の減 ▲55,819千円
	06 給付関係事業費	713,033,000	1,191,000	711,842,000	692,254,000	1,275,000	690,979,000	20,779,000	20,863,000	20,863,000	103.0%	103.0%	・人件費高騰等に伴う委託料の増 21,560千円
	07 医療費適正化事業費	820,052,000	592,561,000	227,491,000	755,049,000	527,486,000	227,563,000	65,003,000	▲ 72,000	▲ 72,000	108.6%	100.0%	・人件費高騰等に伴う委託料の増 60,759千円
	08 電算システム関係費	1,867,206,000	615,314,000	1,251,892,000	1,184,087,000	33,550,000	1,150,537,000	683,119,000	101,355,000	101,355,000	157.7%	108.8%	・標準システム端末の機器更新等に係る経費の増 583,311千円 ・データ通信量の増加に伴うAWS使用料の増 89,447千円
	09 広報広聴活動関係費	106,662,000	106,662,000	0	103,266,000	103,266,000	0	3,396,000	0	0	0	103.3%	-
10	財政調整基金費	219,058,000	7,959,000	211,099,000	2,581,000	2,581,000	0	216,477,000	211,099,000	211,099,000	8487.3%	-	・令和9年度資格確認書等の一斉更新に向けた財政調整基金積立金の増 216,477千円
02	選挙費	53,000	0	53,000	52,000	0	52,000	1,000	1,000	1,000	101.9%	101.9%	
03	監査委員費	355,000	0	355,000	357,000	0	357,000	▲ 2,000	▲ 2,000	▲ 2,000	99.4%	99.4%	
03	予備費	10,000,000	0	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000	0	0	0	100.0%	100.0%	
合計		5,112,492,000	1,525,127,000	3,587,365,000	4,219,820,000	1,120,703,000	3,099,117,000	892,672,000	488,248,000	488,248,000	121.2%	115.8%	

市町村負担金以外の歳入	
国庫支出金	677,719,000円
財政調整基金繰入金	440,155,000円
財産収入・預金利子・繰越金	2,829,000円
合計	1,120,703,000円

市町村負担金以外の歳入	
国庫支出金	770,033,000円
財政調整基金繰入金	745,205,000円
財産収入・預金利子・繰越金	9,889,000円
合計	1,525,127,000円

【このページは空白です】

令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計予算について

1 予算案の全体概要

財政運営期間の 1 年目となる令和 8 年度予算総額は、被保険者数の増加等により、対前年度比 660 億 3,788 万 5 千円増額 (5.6%) の 1 兆 2,368 億 7,716 万 2 千円となっています。

2 歳入について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和 8 年度	令和 7 年度	増減額 (率)
市町村支出金	281,261,570	252,555,993	28,705,577 (11.4%)
保険料納付金(現年度分)	166,500,761	145,334,531	21,166,230 (14.6%)
基盤安定拠出金	23,916,754	20,222,270	3,694,484 (18.3%)
療養給付費負担金 (定率負担金)	90,438,671	86,560,577	3,878,094 (4.5%)
その他市町村支出金	405,384	438,615	▲33,231 (▲7.6%)
国庫支出金	341,284,783	327,039,902	14,244,881 (4.4%)
県支出金	99,148,994	95,114,095	4,034,899 (4.2%)
支払基金交付金	501,692,297	480,658,831	21,033,466 (4.4%)
繰入金	2,137,264	6,171,513	▲4,034,249 (▲65.4%)
その他の歳入	11,352,254	9,298,943	2,053,311 (22.1%)
歳入合計	1,236,877,162	1,170,839,277	66,037,885 (5.6%)

(2) 主な内容と増減

○市町村支出金

・保険料納付金(現年度分) 21,166,230 千円

「子ども・子育て支援納付金分」の新設及び被保険者数の増加等に伴う増

保険料予定収納率：99.52%

・基盤安定拠出金 3,694,484 千円

「子ども・子育て支援納付金分」の新設及び被保険者数の増加等に伴う増

・定率負担金 3,878,094 千円

療養給付費の増額に伴う増

○国庫支出金：療養給付費等の国庫負担金、財政調整交付金等の国庫補助金 14,244,881 千円

療養給付費の増額に伴う増

○県支出金：療養給付費等の県負担金 4,034,899 千円

療養給付費の増額に伴う増

○支払基金交付金：現役世代からの支援金 21,033,466 千円

療養給付費の増額に伴う増

○繰入金：基金から特別会計への繰入金 ▲4,034,249 千円

剰余金の減少に伴う減

3 歳出について

(1) 総括表

(単位：千円)

項目	令和8年度	令和7年度	増減額(率)
保険給付費	1,211,109,980	1,151,692,694	59,417,286 (5.2%)
療養給付費等	1,204,109,676	1,145,107,399	59,002,277 (5.2%)
審査支払手数料	3,266,454	3,106,619	159,835 (5.1%)
葬祭費	3,733,850	3,478,150	255,700 (7.4%)
傷病手当金	0	526	▲526 (皆減)
支払基金拠出金	6,368,743	872,482	5,496,261 (630.0%)
保健事業費	7,516,430	6,625,017	891,413 (13.5%)
基金積立金	65,633	20,307	45,326 (223.2%)
諸支出金	10,303,000	10,303,000	0 (0.0%)
その他の歳出	1,513,376	1,325,777	187,599 (14.2%)
歳出合計	1,236,877,162	1,170,839,277	66,037,885 (5.6%)

(2) 主な内容と増減

○保険給付費

・療養給付費等 59,002,277 千円

被保険者数の増加等による増

・審査支払手数料 159,835 千円

審査支払手数料単価の増額等による増

○支払基金拠出金 5,496,261 千円

「子ども・子育て支援納付金」の新設及び「出産育児支援金」の経過措置終了に伴う増

【参考】

〈平均被保険者数の推移〉

(単位：人)

	R4実績	R5実績	R6実績	R7見込	R8見込
平均被保険者数	1,224,571	1,277,973	1,325,258	1,363,663	1,384,063
対前年度比	4.1%	4.4%	3.7%	2.9%	1.5%

〈一人当たり医療費の推移〉

(単位：円)

	R4実績	R5実績	R6実績	R7見込	R8見込
一人当たり医療費	891,629	908,883	916,679	926,342	956,024
対前年度比	1.9%	1.9%	0.9%	1.1%	3.2%

※「R7見込」の数値はR7・8保険料率を算定した時点での見込額、「R8見込」の数値はR8・9保険料率を算定した時点での見込額です。

※一人当たり医療費は当該年度の医療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したもの。

4 基金の状況

(単位：千円)

	7年度末 残高(見込) A	8年度 取崩予定額 B	8年度 積立予定額 C	8年度末残高 (見込) D=A-B+C
療養給付費等 支払準備基金	9,382,152	1,887,263	56,293	7,551,182
保健事業等 支援基金	1,556,578	250,000	9,340	1,315,918